



「相談や援助、学び直しの機会の提供の充実を目指して」

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 支部長
 沖縄職業能力開発促進センター所長
 能美英生

4月より現職に赴任いたしました、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部の能美と申します。この度は、労働おきなわのリレーエッセイに寄稿する機会をいただき大変光栄であるとともに、感謝申し上げます。

さて、ワーク・ライフ・バランスが唱えられて10数年が経過しました。また、令和を迎えた今、「一億総活躍社会を実現するための改革」（働き方改革）が推進されています。労働人口の不足を解消するため、労働者の確保、出生率の上昇及び生産性の向上を図り、長期間労働の解消、非正規・正規の格差是正、高齢者の就労促進の課題への様々な対策が沖縄県商工労働部をはじめ関係機関による連携のもと進められているところです。私たち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構におきましても、

- ・65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助、給付金の支給、生涯現役社会の実現に向けた啓発・広報活動の推進等の高年齢者雇用支援
- ・障害者・事業主へ多様なニーズに対応した職業リハビリテーションサービスの提供、地域の就労支援機関等への助言・援助、障害者雇用納付金制度に基づく納付金の徴収及び助成金等の支給、広く社会一般に対して障害者雇用への関心と理解を深めるためのアビリンピックの実施をはじめとした各種啓発活動等の障害者の雇用支援
- ・雇用のセーフティネットとしての求職者を対象とした職業訓練、高度なものづくりを支える人材の養成、在職者を対象とした職業訓練や事業主の皆様への相談・援助等の職業能力開発支援
- ・生産性向上人材育成支援センターを設置し、訪問調査することで把握した地域の中小企業等における生産性向上に関する課題及び人材育成ニーズに対応した訓練を民間教育訓練機関の協力のもとに実施する等の総合的な支援を実施しております。

社会基盤の変化が進む中、高齢者においては生涯現役時代を見据えて、65歳以上への継続雇用年齢の引き上げに向けた雇用環境整備や中途採用の拡大の雇用改革の支援に一層取り組む必要性があると感じています。また、障害者においては精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者など個別性の高い支援を必要とする方に対する専門的支援や、事業主に対する障害者の雇入れや雇用管理に関する支援を通じた障害者雇用の促進等についてPDCAサイクルを回しながら取組を継続する必要があります。加えて、ものづくり分野においては、AI等第4次産業革命の進行に伴い人が担うべき業務内容も変化していくと思われます。

このような変化の中、上記の4つの支援を進めるため沖縄支部各施設では高齢者・求職者・若年者・障害者・事業主といった利用者の皆様との相談などを通して、“各世代・各立場の皆様へ学び直しの機会”を提供しております。時代の変化に対応した生産性向上のための訓練（生産性向上支援訓練・IT活用力セミナー）、技能技術のスキルアップのための訓練（能力開発セミナー）、高度な技術・技能の習得のための訓練（ポリテクカレッジでの高卒者への訓練）、スムーズな再就職を支援する訓練（求職者向けハロートレーニング）、障害者雇用につながる支援（ジョブコーチ・リワーク支援等の障害者への支援）、高年齢者雇用のための情報提供（提案型相談・援助）などです。また、提供するだけでなくこれらの機会を知っていただき、多くの方にご活用をいただくことも重要だと考えます。そのためには今後も沖縄支部職員一丸となって業務展開に努めてまいります。加えて業務展開にあたっては関係機関との連携や協力は欠かせないものと考えていますので、今後とも、関係機関の皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

第90回メーデー開催

労働者の祭典であるメーデーは今年で90回を迎え、平成31年4月23日（火）から令和元年5月1日（火）にかけて、県内7会場で約1,900人が参加して開催されました。

連合沖縄のメーデーは、4月26日の中央式典を含む5会場で行われ、県庁前県民広場で行われた中央式典には約800人が参加し、5会場合計で約1,400人の参加となりました。

「格差をなくし、平和を守る！笑顔あふれる未来をつくろう すべての仲間の連携で！」をスローガンに開催された中央式典では、誰もが公正な労働条件のもとで生き生きと働き、社会に参画できる「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざす、「メーデー中央宣言（案）」が採択され、式典終了後は国際通りでデモ行進が行われました。

沖縄県労連のメーデーは、5月1日に那覇教育会館で開催され、約200人が参加。全港湾のメーデーは、5月1日に那覇市内で開催され、約300人が参加となりました。

（連合沖縄メーデー中央式典）



（県労連メーデー沖縄県集会）



2019年度 沖縄県委託訓練のご案内

県立職業能力開発校では、求職者の早期就職を支援するため、民間の専修学校等に委託して行う公共職業訓練を次のとおり実施しています。

受講申込みを行うには、公共職業安定所（ハローワーク）へ求職登録を行い、知識・技能等を習得して就職することを希望し、受講あっせんを受けることが必要です。

（受講料無料、テキスト代等は自己負担）。

1 一般求職者コース

就職に必要な知識・技能を付与するもので、座学を主とする訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
9月	具志川	学校法人大庭学園 ソーシャルワーク専門学校	介護サービス科	20	北中城村	6月
	具志川	海邦電子ビジネス専門学校	OA経理科	25	うるま市	3月
	具志川	沖縄情報経理専門学校	ビジネス簿記科	15	沖縄市	4月
	浦添	有限会社 創研	パソコン・簿記基礎科	15	宮古島市	3月
	浦添	株式会社 東京リーガルマインド	基礎から学ぶ経理事務科	24	那覇市	3月
	浦添	株式会社 ニチイ学館	医療事務・医師事務作業補助科	25	那覇市	3月
	浦添	株式会社琉球新報開発	総務・経理事務スペシャリスト科(託児サービス付き)	20	那覇市	6月
	浦添	学校法人フジ学園 専門学校ITカレッジ沖縄	基礎から学ぶwebプログラミング科	24	那覇市	6月
	浦添	株式会社 PCワールド	簿記会計パソコン事務科	15	石垣市	3月
10月	具志川	東亜貿易株式会社	パソコンスキル科	15	沖縄市	3月
	具志川	沖縄情報経理専門学校名護校	建設・経理事務科	15	名護市	6月
	浦添	株式会社 リレーションシップ	簿記・パソコンスキル習得科	20	那覇市	6月
	浦添	株式会社 ワイズライン	Webクリエイター養成科	15	那覇市	3月
11月	具志川	株式会社 ニチイ学館	介護職員養成科	15	沖縄市	3月
	具志川	沖縄情報経理専門学校	メディカルスタッフ科	15	沖縄市	4月
	浦添	株式会社 ニチイ学館	医療事務・医師事務作業補助科	20	那覇市	3月
	浦添	株式会社 ワイテムシィ	パソコン・簿記入門科	20	那覇市	3月
	浦添	沖縄情報経理専門学校 那覇校	流通販売科	15	那覇市	4月
12月	具志川	学校法人南星学園 サイ・テク・カレッジ美浜	Webクリエイター実践科	15	宜野湾市	3月
	具志川	株式会社 大賀企画	経理事務科	15	沖縄市	4月
	具志川	沖縄尚学院	ITビジネス科	15	沖縄市	4月
	浦添	学校法人石川学園 大育情報ビジネス専門学校	会計ビジネス科	20	那覇市	3月
	浦添	株式会社 沖縄タイム・エージェント	はじめての介護とパソコン科	14	那覇市	4月
	浦添	有限会社 創研	パソコン・簿記基礎科	15	宮古島市	3月
	浦添	株式会社 東京リーガルマインド	基礎から学ぶ経理事務科	24	那覇市	3月
	浦添	株式会社 ワイズライン	Webクリエイター養成科	15	那覇市	3月
	浦添	株式会社 PCワールド	簿記会計パソコン事務科	15	石垣市	3月
1月	具志川	海邦電子ビジネス専門学校	メディカルオフィス科	15	うるま市	3月
	具志川	有限会社 ビーンズ	CADオペレーター養成科	14	沖縄市	3月
	具志川	株式会社 フロムサーティ	経理事務養成科(託児サービス付き)	20	沖縄市	3月
	浦添	株式会社 建築資料研究社	パソコンスキル基礎科	20	那覇市	3月
	浦添	株式会社 リレーションシップ	初心者から始める簿記・パソコン科	15	那覇市	3月
	浦添	エイティエス株式会社	OA経理販売科	26	那覇市	3月

2 母子家庭の母等コース

長期失業状態にある母子家庭の母や父子家庭の父等を対象とした準備講習付きの訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
10月	具志川	特定非営利活動法人 ていだ与勝	オフィス・プロフェッショナル科	10	うるま市	3月

3 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

障害をお持ちの方を対象とした、障害者の態様に応じた多様な訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
9月	浦添	公益財団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会	介護職員初任者研修科	12	南風原町	3か月
11月	具志川	東亜貿易株式会社(琉球職業能力開発院)	パソコン・クラウド科簿記科	15	沖縄市	5か月
1月	浦添	株式会社ワイエムシィ	パソコンビジネス科	10	那覇市	3か月

- 定員に満たない場合は、開講しないことがあります。
- 訓練期間、定員等、記載されている内容に変更が生じることがあります。
- カリキュラム等の詳細については、各訓練実施先へお問い合わせください。

各訓練コースの詳細、応募資格、申込方法等の詳細については、沖縄県労働政策課のホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kaihatsu/itakukunrenn.html>) をご覧ください。

【問い合わせ先】

浦添職業能力開発校（南部・離島地区）	具志川職業能力開発校（中・北部地区）
〒901-2113 浦添市大平 531 番地 TEL : (098) 878-5627・879-2560 URL : http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shokuno-urse/	〒904-2241 うるま市兼箇段 1945 番地 TEL : (098) 973-5954・973-6680 URL : http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shokuno-gskw/

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で 100 万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共

CHU 小企業 退 職金 共 済 制 度
T A I K Y O

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

企業・団体の皆様へ

骨髄ドナー休暇制度の導入について御協力を！

沖縄県では、ドナー登録者数を増やすとともに、ドナーが骨髄提供しやすい環境作りを進めています。その一つとして、企業・団体の皆様へ骨髄ドナー休暇制度の導入をお願いしています。

骨髄ドナー休暇制度とは

骨髄ドナー休暇制度とは、骨髄・末梢血幹細胞提供に要する時間、通常の年次有給休暇とは別の特別休暇を取り扱うことで、社員がドナーになった際の就業上の負担を軽減する制度のことです。

骨髄・末梢血幹細胞提供の現状

骨髄・末梢血幹細胞移植は、白血病などの血液の病気を治すための有効な治療法ですが、移植をするためには、患者さんと提供者（ドナー）の HLA 型といわれる白血病の型を合わせる必要があります。（HLA 型が一致する確率は兄弟姉妹で四分の一、血の繋がらない他人と型が合う確率は数百～数万分の一しかありません）

毎年約 10,000 人の方が白血病などの血液の病気を発症し、そのうち、2,000 人以上の方が移植を希望していますが、移植を受けられるのは約 6 割にとどまっています。

この理由の一つとして、骨髄バンクを介して骨髄・末梢血幹細胞を提供する場合、ドナー提供後の健康診断に至るまで、7 日間程度入院する必要があり、休暇等を取得しなければならないことが考えられています。

骨髄ドナー休暇制度（骨髄提供しやすい環境づくりへの取組）

一部の企業・団体及び官公庁においては、このドナー登録及び骨髄・末梢血幹細胞の提供に要する期間を対象に特別休暇（ドナー休暇制度）をもうけています。

ドナー休暇制度導入企業・団体については日本骨髄バンクのホームページをご覧ください。（<http://www.jmdp.or.jp/>）

問い合わせ先：沖縄県保健医療部地域保健課疾病対策班 電話：098-866-2215

平成 31 年度全国安全週間の実施について

厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを安全週間として実施します。

- ◆スローガン◆ 新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場
- ◆主 唱 者◆ 厚生労働省、中央労働災害防止協会

在日米軍従業員の事前募集について

1 応 募 資 格

沖縄県在住の満 18 歳以上の方

2 応 募 方 法

インターネット（スマートフォン）又は窓口のいずれか 1 回の応募で有効

- ・インターネット：エルモのホームページ（「LMO」で検索又は
<http://www.lmo.go.jp>）を開き、【求人情報】の
【沖縄県における事前募集】をご覧ください。
- ・窓 口 応 募：指定の応募用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

3 応 募 受 付 時 間

- ・インターネット：年中 24 時間受付
- ・窓 口：午前 9 時～午後 5 時 30 分受付
(ただし、土曜・日曜、祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く)

4 窓 口 応 募 受 付 場 所 及 び 問 合 せ 先

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）沖縄支部 管理課
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1058 番地 1
TEL：098-921-5532

働き方改革 サポートしています！



2019年4月1日より働き方改革関連法が順次施行されます。
主な改正のポイントは次のとおりです。

1

年5日の年次有給休暇の確実な取得が必要です。

(大企業中小企業とも2019年4月1日より施行)

2

時間外労働の上限規制が導入されます。

(大企業は2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日より施行)

3

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇の格差が禁止されます。

(大企業は2020年4月1日、中小企業は2021年4月1日より施行)

沖縄労働局では、

働き方改革関連法への対応、長時間労働の改善、年次有給休暇の取得促進、非正規雇用労働者の待遇改善(同一労働同一賃金、正社員転換など)、就業規則の見直し、賃金制度の見直し、人手不足の解消、働き方改革に取り組むための助成金の活用など様々なお悩み解決に向けサポートしています。ぜひご活用ください。

ご相談内容に沿って様々な支援(企業訪問によるアドバイス、電話相談など)を無料で行っていきますので、お気軽にお問合せ・お申し込みください。

沖縄働き方改革推進支援センター(厚生労働省委託事業、沖縄県社会保険労務士会事務局内)

働き方改革全般について、労務管理のノウハウ、助成金の利用 などどこに相談していいかわからない場合なども働き方改革推進支援センターへ

電話番号 0120-420-780

労働時間相談・支援コーナー(各労働基準監督署)

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する事 など

那覇労働基準監督署 電話番号 098-868-8033

沖縄労働基準監督署 電話番号 098-982-1263

名護労働基準監督署 電話番号 0980-52-2691

宮古労働基準監督署 電話番号 0980-72-2303

八重山労働基準監督署 電話番号 0980-82-2344

働き方・休み方改善コンサルタント(沖縄労働局 雇用環境・均等室)

長時間労働の改善、年次有給休暇の取得促進、休暇制度の充実 など

電話番号 098-868-4380

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

業務改善 事例1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

<企業概要>
【所在地】新潟県 【従業員数】140人
【事業の種類】食品製造販売業

<課題と対応> 弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



専務取締役

<独自の工夫>
以前は4種類の香辛料の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

盛り付け時間が25%削減

<実施内容> ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果> 弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
ベルトコンベアを導入したことで、弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善 事例2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>
【所在地】熊本県 【従業員数】24人
【事業の種類】生鮮食品小売業

<課題と対応> 繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



人事課長

<独自の工夫>
各商品ケースの本体電源をこまめにOFFにして、別途スイッチを取り付け、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたり、廃業ロスや保管設備の削減につなげている。

レジの精算時間が1.5倍の速さになり、預り金や釣銭の受け渡しの煩雑さがなくなった

<実施内容> 商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果> レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
セミセルフPOSレジを導入したことで、レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善 事例3

新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

<企業概要>
【所在地】栃木県 【従業員数】115人
【事業の種類】罐頭品の製造及び販売業

<課題と対応> 罐頭品製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができず、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間を要していたため、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい



専務取締役

<独自の工夫>
各工程の現場責任者及び現場リーダーが月に1部、アルバイトパートに業務効率化に対するアンケートを取り、集計結果を専務取締役役にフィードバックして改善を行っている。

一度に大量の仕込みが可能となり、熟練人員は5名から3名に、1日で100分の清掃時間が短縮

<実施内容> 大型で、生産品目の切り替え時に、罐頭品時の残物が落ちやすい釜に変えたことで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減・生産性向上。光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間を削減することができた。

<成果> 仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
新型の大容量釜を導入したことで、仕込み作業・清掃作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善 事例4

新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と光熱・洗剤費用の削減

<企業概要>
【所在地】広島県 【従業員数】61人
【事業の種類】ホテル業

<課題と対応> 食器洗浄に要する人員、時間、電力、水、洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人員・時間・経費がかかり、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

食器洗浄作業を効率化したい



社長

洗浄人員は6名から5名に、食器洗浄・乾燥時間が2/3に短縮

<実施内容> 新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人員や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整備など、他の作業時間を削減できた。

<成果> 食器洗浄にかかる人員や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
新型の食器洗浄機を導入したことで、食器洗浄業務の効率化・経費の削減につながった。

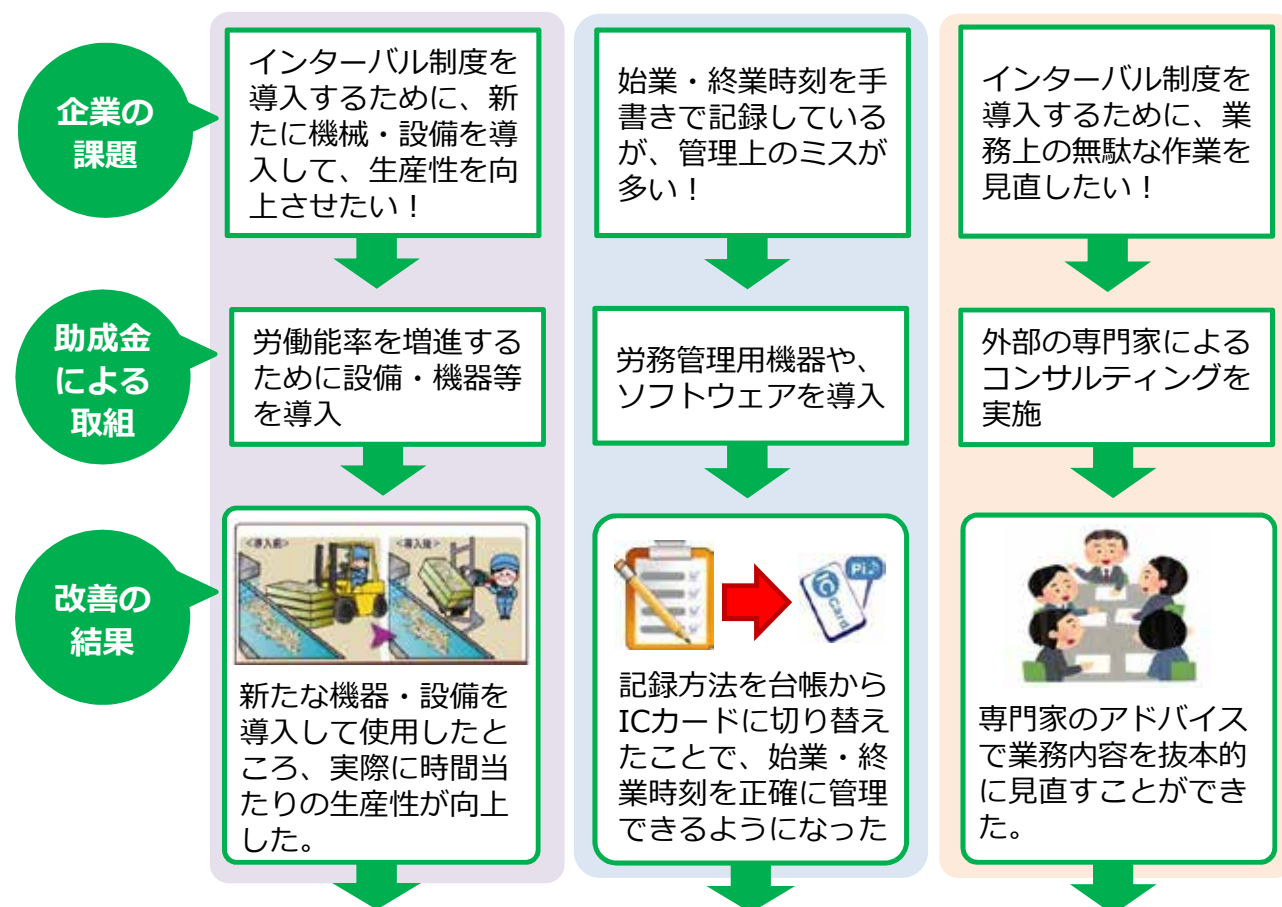
(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

「時間外労働等改善助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務化**されます。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上などを図ることにより、勤務間インターバルを導入 !!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または **雇用環境・均等室** におたずねください。

【本コースを今年度活用される事業主、又はこれまで支給を受けた事業主の方へ】

- ▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆様を支援する人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）が創設されました。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。

詳細は以下のHPをご参照ください

（時間外労働等改善助成金とは窓口が異なります）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313_00001.html



勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、次の①から③のいずれかに該当する事業場を有する中小企業事業主(※1)であること

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

- **新規導入**【対象事業主が①に該当する場合】
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主が②に該当する場合】
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること
- **時間延長**【対象事業主が③に該当する場合】
所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1により、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休憩時間数に応じたものになります。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休憩時間数 (※4)	補助率 (※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休憩時間数 (※4)	補助率 (※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
11時間以上	3/4	50万円

(※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※5) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は11月15日(金))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は2月3日(月))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

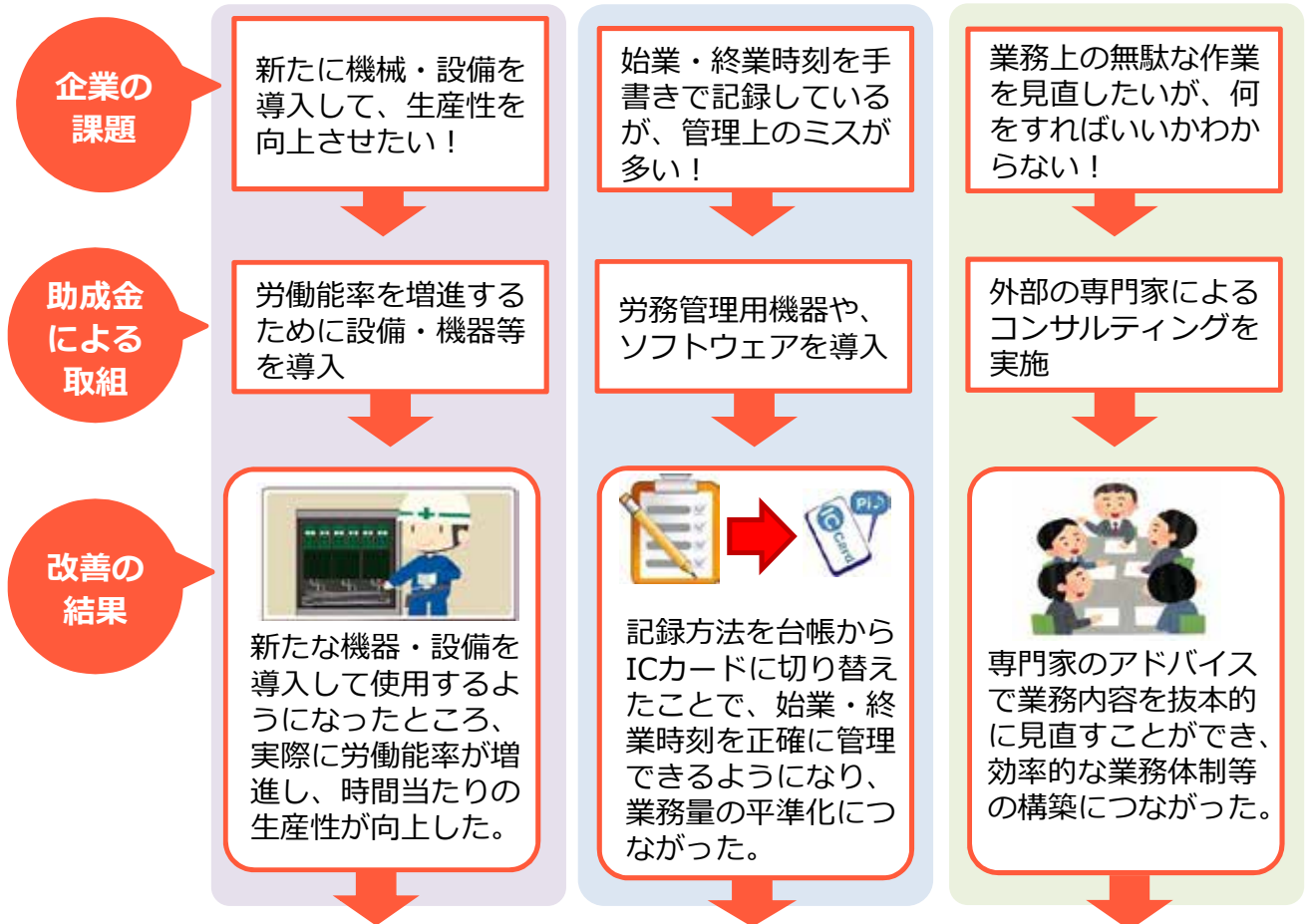


(H31.4)

「時間外労働等改善助成金」 時間外労働上限設定コースのご案内

2020年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制**が導入されます。
このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業
事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることにより、時間外労働の縮減が可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室におたずねください。

【本コースを今年度活用される事業主、又はこれまで支給を受けた事業主の方へ】

- ▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆さまを支援する人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）が創設されました。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。

詳細は以下のHPをご参照ください

（時間外労働等改善助成金とは窓口が異なります）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313_00001.html



時間外労働上限設定コースの助成内容

対象事業主

平成29年度又は平成30年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主（※1）で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も可）がいること。

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切は11月29日（金））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請（締切は2月28日（金））

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成31年度又は平成32年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

- 上記の成果目標に加えて、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができます。

支給額

「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
	I 1企業当たりの上限200万円
	II 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額
	III 対象経費の合計額×補助率3/4(※4)
	(※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【IIの上限額】

- 上限設定の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（アに該当する場合を除く）	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（ア、イに該当する場合を除く）
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

- 休日加算額

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円
4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	—
4週当たり6日	50万円	25万円	—	—
4週当たり5日	25万円	—	—	—

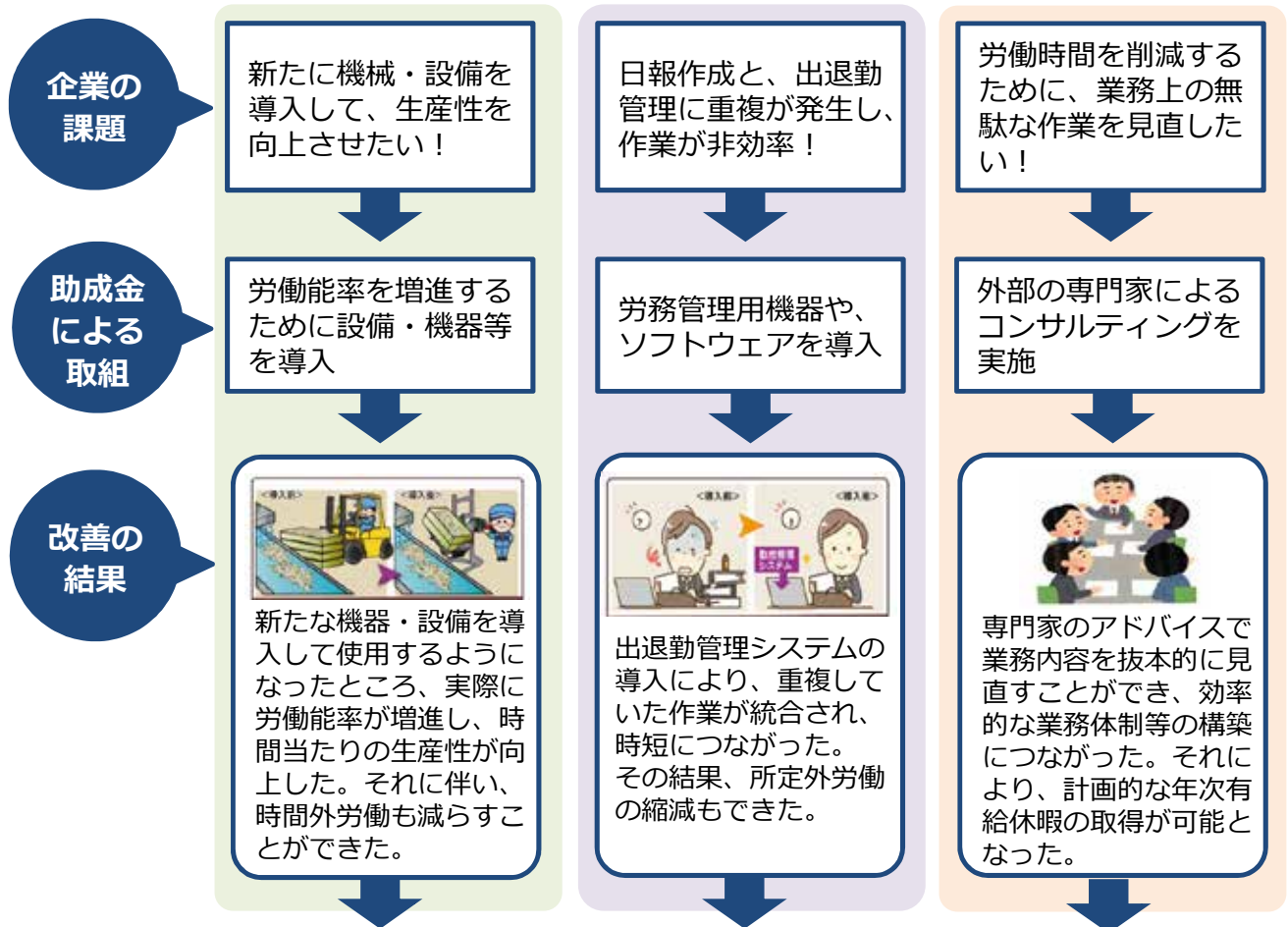
(2019.5)

「時間外労働等改善助成金」 職場意識改善コースのご案内

「ワーク・ライフ・バランス」実現のため、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5割減、年次有給休暇取得率70%の達成（2020年目標）を目指しています。

このコースでは、生産性の向上などを図ることにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。

【本コースを今年度活用される事業主、又はこれまで支給を受けた事業主の方へ】

- ▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆様を支援する人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）が創設されました。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。

詳細は以下のHPをご参照ください

（時間外労働等改善助成金とは窓口が異なります）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313_00001.html



職場意識改善コースの助成内容

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、次のいずれにも該当する中小企業事業主(※1)であること

- ① 交付決定日より前の時点で、全ての事業場の就業規則等に、交付要綱別紙で規定する、病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇（以下「特別休暇」という。）のいずれかが明文化されていないこと
- ② 前年における、労働者の月間平均所定外労働時間数が10時間以上であること

(※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください(※4)

① 年次有給休暇の取得促進

交付要綱別紙で規定する、特別休暇の何れか1つ以上を全ての事業場に新たに導入すること(※5)

② 所定外労働の削減

労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させること

(※4) 事業主が事業実施計画で指定した3か月間について成果目標の達成状況を評価します

(※5) 交付要綱で定める事業実施期間中に、就業規則の作成・変更を行い、必要な手続を経て、施行及び所轄労働基準監督署長に届出されていることが必要です

支給額

「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	対象経費の合計額×補助率(※6)
	※6 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5
	※7 上限額を超える場合は上限額

●補助率及び上限額

成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
両方とも達成	3/4	100万円
成果目標①を達成し、成果目標②が未達成	1/2	50万円

利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は9月30日(月))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は2月17日(月))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



(H31.4)

沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事業



就活・解決! ジョブトレで!

前年度登録企業 **120** 社 前年度受入企業 **56** 社



素直でやる気があれば大丈夫!フルタイム・正社員を目指そう!

那覇・中部
開講

訓練生募集中!

宮古・八重山・離島からも応募可!(往復の旅費、座学中の滞在費の助成有り)

継続雇用を目指す プロジェクト!!

説明会参加
申し込み受付中!

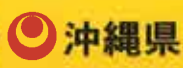
訓練手当 **880円/時間**(座学研修中)

期間 **4か月間** 1ヵ月/事前研修(座学研修)
約3ヵ月/県内企業にて短期雇用契約を締結し職場訓練

募集人数 随時募集

対象 沖縄県在住の40歳未満の求職者
(在職中の方、学生や雇用保険受給者の方を除く。)
(※高校・定時制、通信制は応募可能)

勤務条件 受入事業所によって異なります。詳細は事務局へお問い合わせください。



沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事務局
【那覇会場】那覇市前島2-21-13 ふそうビルディング11F
【中部会場】沖縄市上地2-20-5 2F(園田バス停前)

☎ **098-866-3611**
受付/月~金 9:30~17:30
FAX 098-866-3612 URL <http://www.jobtore.jp>
E-mail oubo@jobtore.jp



twitter facebook 沖縄 ジョブトレ 検索

〈沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事業について〉

事業目的

若年者の高失業率の主な要因として、雇用の場の不足のほか、技能・技術のミスマッチ、早期離職率の高さが言われております。
本事業を実施することにより、ミスマッチを解消し、若年者の雇用情勢の改善を図ることを目的としています。

事業概要

沖縄県在住の40歳未満の求職者を対象（在職中の方、学生や雇用保険受給者の方を除く）に、4ヶ月間の訓練を実施。
訓練生に座学研修中は1時間当たり880円の訓練手当を支給。
1ヶ月の事前研修（座学研修）で社会人としての基本的なマナーや、PCスキルを学び、その後の3ヶ月間、県内企業にて短期雇用契約を締結し職場訓練を実施

職場訓練終了後、受入れ先企業での継続雇用の可能性があります。
成果発表会後も引き続き、斡旋等を行い皆さんの就職を支援致します。



受け入れ実績のある業界・業種

沖縄県内の様々な企業、業界・業種が対象です。（前年度は、120社が受入れ希望企業として登録）

事務・経理・BPO

事務職／経理／コールセンター
BPO／データ入力 など

販売

一般小売業／観光土産販売店 など

IT産業

WEB制作／システム開発
DTP制作 など

介護・福祉

介護施設／福祉施設
保育園 など

営業

営業／販売／企画／接客
マーケティング など

観光産業

ホテルスタッフ／ウエディング
旅行代理店／観光施設
レンタカー／飲食店 など

製造

食品加工／機械制作
各種製造工場 など

建設・その他

土木・建設現場作業／鉄筋工
建設士 など



訓練の実施内容とスケジュール

就職することを目的に1シーズン（4ヶ月）を下記の流れで実施します。



ジョブトレにチャレンジ! まずはお問合せを!

訓練日程（1期生～6期生までの訓練を予定しております。）

「事業説明会」に参加してみませんか?
説明会の開催日程は、ホームページからご確認ください
事務局までお気軽にお問合せ下さい

那覇地区	1期生	6/3(月)スタート	2期生	7/1(月)スタート	3期生	7/30(火)スタート
	4期生	8/29(木)スタート	5期生	9/30(月)スタート	6期生	10/30(水)スタート
中部地区	1期生	5/29(水)スタート	2期生	6/26(水)スタート	3期生	7/25(木)スタート
	4期生	8/26(月)スタート	5期生	9/25(水)スタート	6期生	10/25(金)スタート

お問合せ

沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事務局
〒900-0016 那覇市前島2-21-13 ふそうビルディング11F

098-866-3611

FAX 098-866-3612 URL <http://www.jobtore.jp>
E-mail oubo@jobtore.jp 【受付時間】平日 9:30～17:30

あっせん員候補者について

今回は、「あっせん員候補者」についてご紹介します。

労働者と使用者の間に労働条件等をめぐる紛争が起こり、労使間の話し合いで解決できない場合に、沖縄県労働委員会では、労働者、使用者のどちらか一方または双方からの申請により、紛争解決を図るための「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、「あっせん員候補者」の中から当委員会会長が指名した「あっせん員」が行います。当委員会では、原則として三者構成(公益・労働者・使用者委員各1人)により、あっせんを行います。

あっせん員候補者とは、学識経験を持つなど、労働争議の解決に大きな役割を果たすことが期待できる者で、当労働委員会では、現職の委員や事務局長等に当委員会の総会の議決を経て委嘱しています。

また、事務局では、「あっせん員候補者名簿」を常時備え付けて利用者の便宜を図るとともに、名簿の記載事項に変更があった場合は、随時更新しております。

あっせん員候補者名簿

(令和元年6月18日現在)

区分	氏名	現職	履歴(前歴)	委嘱年月日
公益委員	ふじた ひろみ 藤田 広美	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成29年12月15日
	みやお なおこ 宮尾 尚子	弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成29年12月15日
	いむら まさき 井村 真己	沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	平成29年12月15日
	うえず じゅんこ 上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	平成29年12月15日
	たじま ひろき 田島 啓己	弁護士、琉球大学法科大学院非常勤講師		平成29年12月15日
労働者委員	ひがしもり まさゆき 東 盛 政 行	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本郵政グループ労働組合 沖縄地方本部執行委員長	平成29年12月15日
	やまもと たかし 山本 隆 司	沖縄県教職員組合顧問	沖縄県教職員組合中央執行委員長	平成29年12月15日
	かまだ けんじ 鎌田 健 嗣	UAゼンセン沖縄県支部支部長	UAゼンセン福岡県支部次長	平成29年12月15日
	ちば な ます 知 花 優	日本郵政グループ労働組合 沖縄地方本部執行委員長	日本郵政グループ労働組合 沖縄地方本部書記長	平成29年12月15日
	みやざと りゅうじ 宮里 竜 二	航空連合沖縄副会長	航空連合沖縄幹事	平成29年12月15日
使用者委員	やましる まさる 山城 勝	一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	一般社団法人沖縄県経営者協会 事務局次長	平成29年12月15日
	うえず ともかず 上江洲 智 一	久米島製糖株式会社代表取締役社長	久米島製糖株式会社専務取締役	平成29年12月15日
	みやぎ さとし 宮城 謙 一	沖縄ガス株式会社代表取締役会長	沖縄ガス株式会社代表取締役社長	平成29年12月15日
	たから こうめい 高良 幸 明	株式会社琉球リース代表取締役社長	株式会社琉球リース執行役員顧問	平成29年12月15日
	なかわら ゆうこ 名嘉村 裕 子	株式会社りゅうせき 取締役 管理本部長 兼 事業開発本部長	株式会社りゅうせきビジネスサービス 代表取締役社長	平成29年12月15日
事務局	きんら たえこ 金 良 多恵子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県会計管理者	平成29年4月13日
	なかむら いたる 仲村 到	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県土木建築部住宅課副参事	平成31年4月11日
	うえま なおゆき 上間 直 之	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県商工労働部産業政策課総務班長	平成30年4月12日

☆☆事務局から一言☆☆

労働委員会の手続は無料です。あっせんの申請・手続に関する事等は、どうぞお気軽にご相談ください。「あっせん員候補者名簿」は、ホームページでもご覧いただけます。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)
 TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554
 ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
 Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

働くときのルールはどのようになっているのでしょうか

相談内容

職場の問題や働き方で困って労働相談コーナーに電話しました。
相談員の方から「働くときのルール」を教えてくださいましたが、法律で決まったルールがあるのでしょうか。また、働く際に、どんなことに気をつければよいのでしょうか。

相談回答

ポイント

- ①働くときは、雇用する人と雇用される人（労働者）の間で、契約を結ぶことが労働基準法で定められています。
- ②働くときの契約は、雇用契約書や労働条件通知書の発行が必要です。
- ③働く時の契約は「雇用契約書」「労働条件通知書」で行われますが、その内容は法律に違反してはいけません。その契約内容を「働く時のルール」といっています。

解説

- ①就職する際は、契約の内容をお互いに確認しましょう

「雇用契約」の内容について不明確な点やわかりづらい点は、説明を受けて納得しましょう。

- ②契約は、口頭でも成立しますが、またお互いが合意した証明としてできるだけ文書で作成するのがよいのです。特に事業主が発行する「労働条件通知書」は文書で明示することが定められています。ただし、2019年4月からは「ファクシミリを利用する送信の方法」と「電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信方法」でもよいことになりました。

メールの通知は、労働者が希望していなければ、文書で交付しなければいけません。

- ③雇用契約の内容は、法律で定められ「働く時のルール」と呼ばれます。

- ㊦契約期間 ㊧就業の場所 ㊨従事する仕事の内容 ㊩始業・終業・労働時間・休憩時間・所定外労働時間の有無など ㊪休日 ㊫休暇（年次有給休暇など）
- ㊬賃金（基本給・手当・賞与・退職金など） ㊭退職に関する事項（定年、退職の手続き）
- ㊮その他（社会保険の加入状況など）

働く際には、労働基準法をはじめ労働安全衛生法、育児・介護休業法など、多くの法律があり、その対象になったときに法律に基づいて適用しなければいけません。

働く側として、雇用契約や労働条件の内容を確かめて、安心して働き続けましょう。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄 県)	完 全 失 業 率 (沖縄 県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H27=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
	千人	人	千人	人			千人	%	人	人		
平成19年	32,713	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	100.3	99.9
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	100.7	100.4
30年3月	34,079	301,020	15,161	139,453	24	3.2	27,249	32,636	1.20	3,290	101.5	101.0
4月	34,731	313,860	15,169	139,279	23	3.1	27,120	30,728	1.13	2,698	101.2	100.9
5月	34,851	313,509	15,251	142,755	31	4.2	26,618	28,884	1.09	2,244	101.3	101.0
6月	34,841	315,186	15,366	144,524	25	3.5	25,305	28,072	1.11	1,960	101.3	100.9
7月	34,725	318,736	15,333	143,728	20	2.8	24,454	27,707	1.13	1,746	101.8	101.0
8月	34,721	321,247	15,532	147,001	24	3.3	24,105	29,052	1.21	1,739	102.1	101.6
9月	34,667	321,415	15,563	147,015	28	3.9	23,502	28,196	1.20	1,676	102.4	101.7
10月	34,615	322,828	15,690	145,991	28	3.8	24,062	28,242	1.17	1,691	102.8	102.0
11月	34,521	322,552	15,668	146,882	23	3.1	23,845	27,846	1.17	1,559	102.7	101.8
12月	34,509	321,853	15,806	146,107	19	2.6	22,869	27,963	1.22	1,434	102.3	101.5
31年1月	34,299	325,879	16,000	138,809	19	2.6	23,599	30,058	1.27	1,427	102.3	101.5
2月	34,217	324,090	16,023	142,114	16	2.1	25,899	33,032	1.28	2,122	102.0	101.5
資料 出 所	県 統 計 課						沖 縄 労 働 局				県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県
平成19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年3月	147.6	148.5	134.7	139.3	12.9	9.2	320,225	250,729	293,782	235,394	26,443	15,335
4月	150.9	149.4	137.9	140.8	13.0	8.6	308,597	241,371	296,574	236,335	12,023	5,036
5月	146.6	147.8	134.2	139.9	12.4	7.9	309,570	234,566	292,656	232,762	16,914	1,804
6月	152.7	149.8	140.3	142.0	12.4	7.8	546,531	365,324	295,074	235,852	251,457	129,472
7月	150.9	148.2	138.5	140.0	12.4	8.2	431,833	297,143	294,714	235,554	137,119	61,589
8月	145.9	147.9	134.2	139.9	11.7	8.0	304,527	251,530	293,748	235,641	10,779	15,889
9月	143.7	141.7	131.4	133.6	12.3	8.1	301,470	234,887	293,767	231,438	7,703	3,449
10月	150.4	147.6	137.4	139.2	13.0	8.4	304,581	235,260	296,513	233,613	8,068	1,647
11月	153.6	147.5	140.5	139.2	13.1	8.3	323,513	238,343	298,748	233,301	5,042	24,765
12月	146.0	143.4	133.2	135.2	12.8	8.2	690,337	451,028	297,599	234,727	392,738	216,301
31年1月	136.6	141.6	124.5	131.4	12.1	10.2	304,729	237,338	291,892	234,552	12,837	2,786
2月	142.1	140.8	129.6	131.4	12.5	9.4	296,304	235,077	292,809	232,178	3,495	2,899
資料 出 所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂